

文化財虫菌害防除作業主任者規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、文化財虫菌害の防除を行う技術者の能力認定を行い、その業務の適正を図り、もって文化財虫菌害の防除施工の確実性と安全性を確保し、文化財の保護に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で、文化財虫菌害防除作業主任者（以下「作業主任者」という。）は、第4条による能力認定者で、文化財虫菌害の防除を行う者をいう。

(業務)

第3条 作業主任者は、その学識と経験に基づいて文化財の虫菌害の防除工事を適正、確実かつ安全に行わなければならない。

2 作業主任者は、公益財団法人文化財虫菌害研究所（以下「当研究所」という。）の発行する文化財虫菌害防除作業主任者証を携行し、施主の要求があるときはこれを提示しなければならない。

(能力認定者)

第4条 当研究所が実施する作業主任者能力認定試験に合格し、第13条に定める作業主任者登録手数料を納付し、理事長の認証を得た者は文化財虫菌害防除作業主任者名簿に登録する。

(登録証等の交付)

第5条 名簿に登録された作業主任者に対しては、文化財虫菌害防除作業主任者認定証及び文化財虫菌害防除作業主任者証を交付する。

(登録の更新)

第6条 登録は3年ごとに更新しなければならない。更新の手続きは別に定める。

(登録の取消)

第7条 作業主任者が次の各号の一に該当した場合は、理事長は、理事会の議決を経てその登録を取り消すことができる。

- 一 業務に不誠実な行為を行ったとき。
- 二 第6条に定める登録の更新を6か月以上怠ったとき。
- 三 その他作業主任者としてふさわしくない行為を行ったとき。

第2章 能力認定試験

(能力認定試験)

第8条 作業主任者能力認定試験（以下「認定試験」という。）は、第3条に掲げる業務上必要な知識・技能について、毎年1回行う。

(受験資格)

第9条 認定試験を受験する者は、満18歳以上で当研究所の指定する講習会を受講した者とする。

(認定試験の実施)

第10条 認定試験は、次の事項について筆記試験を行う。

- 一 文化財に加害する昆虫に関する事
- 二 文化財に加害する微生物に関する事
- 三 防除に関する事
- 四 労働安全衛生に関する事
- 五 安全対策に関する事

第3章 作業主任者能力認定委員会

(作業主任者能力認定委員会)

第11条 作業主任者能力認定委員会（以下「能力認定委員会」という。）は、能力認定に関する事務を処理する。

(能力認定委員会の構成)

第12条 能力認定委員会は委員7名以内をもって組織する。委員は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

第4章 雑則

(能力認定試験手数料等)

第13条 能力認定試験手数料及び作業主任者登録手数料は、次のとおりとする。

能力認定試験手数料	5,000円
作業主任者登録手数料	16,000円

(規定の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規程は、昭和54年2月14日より施行する。
- 2 第10条の試験科目の変更は、平成18年12月12日より施行する。
- 3 第3条第2項の改正は、平成23年2月1日から施行する。
- 4 第3条第2項の改正は、平成25年7月1日から施行する。
- 5 第10条の改正は、平成25年10月8日から施行する。
- 6 第13条改正及び第14条の新設については、令和6年4月1日から施行する。